

資料 5 2 - 1

電子郵便約款の変更の認可

(諮問第1155号)



諮問第1155号
平成29年9月5日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖子

諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 横山 邦男）から、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づく電子郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

| 審査基準 | 審査結果 | 理由 |
|---|------|---|
| 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号) | | |
| この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項 | 適 | 今回廃止する電話での電子郵便の受付は、法第44条第1項の規定により実施しなければならない特殊取扱には該当しないため、廃止することは可能である。 |
| 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項 | 適 | 今回の改正事項は電話での受付の廃止のみであり、それ以外の電子郵便の引受け、配達等に関する事項については変更がない。 |
| 郵便に関する料金の収受に関する事項 | 適 | 今回の改正事項は電話での受付の廃止のみであり、電子郵便の料金の収受に関する事項については変更がない。 |
| その他会社の責任に関する事項 | 適 | 今回の改正事項は電話での受付の廃止のみであり、会社の責任に関する事項については変更がない。 |
| 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号) | 適 | 今回の改正事項は電話での受付の廃止のみであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。 |



2017-日郵営第284号
2017年7月19日

総務大臣
山本 早苗 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

横山 邦男

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、電子郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 電子郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2018年4月1日
- 3 変更を必要とする理由
電話利用型電子郵便を廃止することにより、収支の改善を図るため。

電子郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

| 現 行 | 改 正 |
|--|--|
| <p>(電子郵便の定義)</p> <p>第4条 電子郵便は、次条（取扱内容）、第22条（取扱内容）、第34条（取扱内容）<u>及び第44条（取扱内容）</u>の規定により郵便物を送達する特殊取扱とし、次の区別により取り扱います。</p> <p>(1) ファクシミリ送信型電子郵便 (2) コンピュータ発信型電子郵便 (3) 電子内容証明郵便 (4) <u>電話利用型電子郵便</u></p> <p>第5章 <u>電話利用型電子郵便</u></p> <p>(取扱内容)</p> <p>第44条 <u>電話利用型電子郵便の取扱いは、事業所において、次により、これをします。</u></p> <p>(1) <u>電話利用型電子郵便とする郵便物（以下「電話利用型電子郵便物」といいます。）を引き受けたときは、電子計算機によりその通信文等を仮名、漢字、数字、英字及び括弧、句点その他一般に記号として使用されるもの（当社が別に定めるものに限ります。以下「仮名等」といいます。）として記録し、送信を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>通信文等を受信した後、次により送達すること。</u></p> <p>ア <u>次条（対象郵便物）第1項(3)の規定により封筒型電子郵便通信文用紙を指定して作成されたもの</u> 電子計算機により、封筒型電子郵便通信文用紙に黒色のみで通信文等を仮名等により印字し、その通信文用紙を電子郵便封筒に納め、速達郵便物の例によること。</p> <p>イ <u>次条（対象郵便物）第1項(3)の規定により台紙型電子郵便通信文用紙を指定して作成されたもの</u> 電子計算機により、台紙型電子郵便通信文用紙に黒色のみで通信文等を仮名等により印字し、その通信文用紙を電子郵便台紙に納め、速達郵便物の例によること。</p> <p>2 <u>第1項(2)の通信文用紙は、当社が別に定める大きさのものとしします。</u></p> <p>(対象郵便物)</p> <p>第45条 <u>電話利用型電子郵便の取扱いは、次により作成された通信文等を内容とする第一種郵便物につき、これをします。</u></p> <p>(1) <u>内容である通信文、あて名等を次条（差出方法等）第1項の事業所が指示するところによりその事業所に通知する。</u></p> <p>(2) (1)の通知は、<u>前条（取扱内容）第1項(1)の規定により記録する仮名等を申し出ることにより行う。</u></p> <p>(3) (1)の事業所が指示するところにより封筒型電子郵便通信文用紙又は台紙型電子郵便通信文用紙のいずれかを指定する。</p> <p>2 <u>あて名のみが異なる2通以上の電話利用型電子郵便物を作成するときは、前項(1)の内容である通信文の通知は、1通分を行うことで足りず。</u></p> <p>3 <u>電話利用型電子郵便物は、これを他の特殊取扱とすることができません。</u></p> <p>(差出方法等)</p> | <p>(電子郵便の定義)</p> <p>第4条 電子郵便は、次条（取扱内容）、第22条（取扱内容）<u>及び第34条（取扱内容）</u>の規定により郵便物を送達する特殊取扱とし、次の区別により取り扱います。</p> <p>(1) ファクシミリ送信型電子郵便 (2) コンピュータ発信型電子郵便 (3) 電子内容証明郵便</p> <p>第5章 <u>削除</u></p> <p>第44条から第50条まで <u>削除</u></p> |

第46条 電話利用型電子郵便物は、当社が別に定めるところにより電話を使用して、当社が別に定める事業所に差し出していただきます。この場合において、電話利用型電子郵便物を差し出そうとする者（以下この章において「利用者」といいます。）は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を申し出ていただきます。

2 前項の場合において、差出事業所は、次条（料金の支払方法）第1項に規定する内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の料金の支払について、指定会社等からその利用者からの委託を受けない旨又は前項後段の申出に係る電話利用型電子郵便物の料金及び電子郵便料について同条の規定に基づくその料金の支払若しくはその料金に係る金銭債権の買取代金の支払をしない旨を通知されたときは、その電話利用型電子郵便物を引き受けないものとし、電話を使用してその利用者にその旨を通知します。

（料金の支払方法）

第47条 電話利用型電子郵便物は、料金別納とし、郵便物の料金及び電子郵便料金は、内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）に規定するところにより、差出人が指定会社等に委託し、支払っていただきます。この場合においては、内国郵便約款第3章第2節第2款（料金別納）の規定（第48条（別納料金の支払方法等）第4項を除きます。）は適用しません。

2 指定会社等が、前項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を、当社の指示に従い、当社の指定する預金口座への振込の方法により支払ったときは、それらの料金は、内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定に基づき支払われたものとみなします。

3 指定会社等が第1項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を前項の規定により支払わない場合にあっては、その郵便物の差出人は、当社の指示に従い、その料金を支払っていただきます。

（慶弔扱い）

第48条 電話利用型電子郵便物の差出人は、差出しの際、慶祝又は弔慰の取扱いを請求することができます。

2 前項の請求があった場合には、慶祝用又は弔慰用の電子郵便封筒又は電子郵便台紙を使用します。

3 電話利用型電子郵便物（第45条（対象郵便物）第1項(3)の規定により台紙型電子郵便通信文用紙を指定したものに限り。）の差出人は、第1項の取扱いを請求する際、前項の電子郵便台紙に代え、当社が調製した特別の電子郵便台紙のいずれかの使用を請求することができます。

4 当社は、前項に規定する特別の電子郵便台紙を使用する地域又は期間を限定することがあります。

（配達日指定）

第49条 電話利用型電子郵便物の差出人は、差出しの際、差出しの日の翌日から起算して10日以内の日に限り、その郵便物の配達日を指定することができます。

（配達時間帯希望）

第50条 前条（配達日指定）の規定により配達日を指定した電話利用型電子郵便物で、差出しの際、差出人が希望する時間帯（当社が別に定めるものに限り。）にその郵便物を配達する取扱いを請求するものについては、これをその希望した時間帯に配達します。ただし、配達事業所の業務上の支障等により、その希望した時間帯に配達することができないことがあります。

附 則（平成※※年※※月※※日 2017-日郵営第※※※号）

この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

電子郵便約款の変更の認可

平成29年9月5日
総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社が、郵便約款を定めることになっている。

※約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

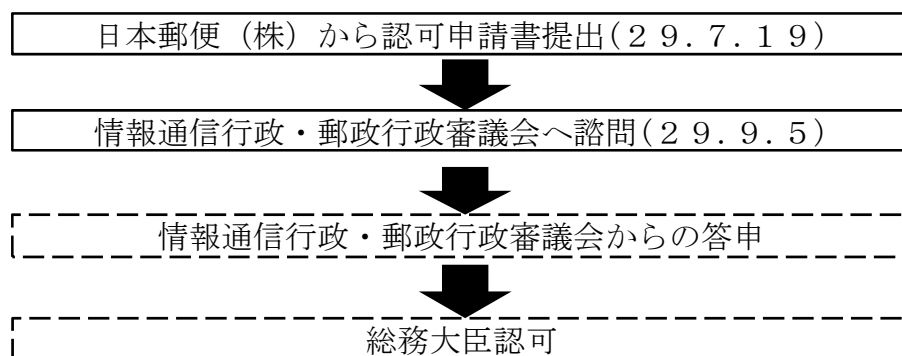
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わること等から、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則、総務大臣への届出制、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第3項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



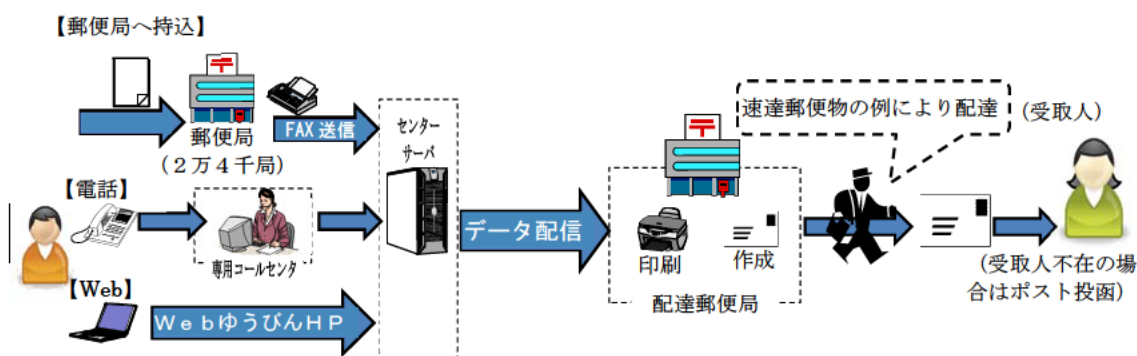
第2 日本郵便株式会社からの申請

1 概要

日本郵便株式会社は、電子郵便（レタックス）の電話での受付（電話利用型電子郵便）を廃止する。

【レタックスの概要】

差出人の作成した文書をファクシミリ等により配達を受け持つ郵便局に電子的に送信して、速達郵便物の例により配達するサービス。主な申込方法は郵便局窓口、電話、Webの3通り。



2 郵便約款（電子郵便約款）を変更する理由

電話での受付は利用の減少が著しく、収支状況が赤字化していること、コールセンター業務の委託先から委託料の大幅な引上げを求められており、更に赤字が拡大することが見込まれること、Webによる申込みが可能であること等を勘案し、レタックスサービス全体をなるべく低廉の料金で安定的に提供するため、電話での受付を廃止する。

3 実施予定期日

平成30年4月1日

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

| 審査基準 | 審査結果 | 理由 |
|---|------|---|
| 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号) | | |
| この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項 | 適 | 今回廃止する電話での電子郵便の受付は、法第44条第1項の規定により実施しなければならない特殊取扱には該当しないため、廃止することは可能である。 |
| 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項 | 適 | 今回の改正事項は電話での受付の廃止のみであり、それ以外の電子郵便の引受け、配達等に関する事項については変更がない。 |
| 郵便に関する料金の収受に関する事項 | 適 | 今回の改正事項は電話での受付の廃止のみであり、電子郵便の料金の収受に関する事項については変更がない。 |
| その他会社の責任に関する事項 | 適 | 今回の改正事項は電話での受付の廃止のみであり、会社の責任に関する事項については変更がない。 |
| 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号) | 適 | 今回の改正事項は電話での受付の廃止のみであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。 |

參考資料

1 参照条文

○郵便法（昭和22年法律第165号）

（特殊取扱）

第四十四条 会社は、この節に定めるところによるほか、郵便約款の定めるところにより、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の郵便物の特殊取扱を実施する。

2 会社は、前項の規定によるほか、郵便約款の定めるところにより、郵便物の代金引換（差出人が指定した額の金銭と引換えに名あて人に交付し、その額に相当する金額を当該差出人に支払う取扱いをいう。第五十条第一項第二号及び第二項第四号において同じ。）その他の郵便物の特殊取扱を実施することができる。

3 （略）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成15年政令第83号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。